

株主各位

東京都港区西新橋三丁目7番1号
株式会社ジャパンディスプレイ
代表取締役会長 本間 充

「第 14 期定時株主総会招集ご通知」記載事項の一部修正について

「第 14 期定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に訂正すべき点がございましたので、ここでお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり訂正のご連絡をさせていただきます。

記

訂正箇所（訂正箇所は、下線を付して表示しております。）

1. 「第 14 期定時株主総会招集ご通知」26 ページ「事業報告 2. 会社の現況 (2) 新株予約権等の状況 ①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況の記載の一部

【訂正前】

		第 8 回新株予約権	
発行決議日		平成27年6月23日	
新株予約権の数		5,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	500,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	54,200円 542円)
権利行使期間		平成29年6月24日から 平成37年6月23日まで	
新株予約権の行使の条件		(注) 3.	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	5,000個 500,000株 <u>1名</u>
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名

(注) 3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ①新株予約権者は、当社又は当社の子会社を懲戒解雇され、又は諭旨退職の処分を受け若しくはそれらに準じた懲戒処分を受けた場合には、原則として、その保有する全ての新株予約権を行使することができない。
②新株予約権者は、自己都合により当社又は当社の子会社を退職等した場合には、原則として、その保有する新株予約権の半数を行使することができない。
③新株予約権者は、当社と実質的に競業する会社の役員に就いた場合には、原則として、新株予約権を行使することができない。
④新株予約権は、原則として、相続できない。
⑤その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

【訂正後】

		第8回新株予約権	
発行決議日		平成27年6月23日	
新株予約権の数		5,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	500,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	54,200円 542円)
権利行使期間		平成29年6月24日から 平成37年6月23日まで	
新株予約権の行使の条件		(注) 3.	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	5,000個 500,000株 <u>2名</u>
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名

(注) 3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ①新株予約権者は、当社又は当社の子会社を懲戒解雇され、又は諭旨退職の処分を受け若しくはそれらに準じた懲戒処分を受けた場合には、原則として、その保有する全ての新株予約権を行使することができない。
- ②新株予約権者は、自己都合により当社又は当社の子会社を退職等した場合には、原則として、その保有する新株予約権の半数を行使することができない。
- ③新株予約権者は、当社と実質的に競争する会社の役職員に就いた場合には、原則として、新株予約権を行使することができない。
- ④新株予約権は、原則として、相続できない。
- ⑤その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 「第14期定時株主総会招集ご通知」30ページ「事業報告 2. 会社の現況 (3) 会社役員
の状況 ④社外役員に関する事項 イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係の記載の一部

【訂正前】

- ・取締役澤部肇氏は、TDK株式会社の相談役、帝人株式会社の社外取締役、株式会社日本経済新聞社の社外監査役及び株式会社荏原製作所の社外取締役であります。当社はTDK株式会社から試作用の電子部品を購入しておりますが、その金額は全調達金額うちのごく僅かであります。

【訂正後】

- ・取締役澤部肇氏は、TDK株式会社の相談役、帝人株式会社の社外取締役、株式会社日本経済新聞社の社外監査役及び株式会社荏原製作所の社外取締役であります。当社はTDK株式会社から試作用の電子部品を購入しておりますが、その金額は全調達金額の0.1%未満であります。

以上